

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-他-135
提出年月日	2022年6月1日

技術基準要求機器リストに関する説明書

2022年6月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

目 次

1. 技術基準要求機器リスト（ヒアリング用）	1
2. 比較表（技術基準要求機器リスト）	36

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	規定 フロー ^{※1}	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	機器名称									
37	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系 圧力開放板	SA	63条	【63条2】	E	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	—	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として使用する格納容器フィルタベント系は、第1ベントフィルタスクラハ容器(スクラヒング水、金属フィルタ)、第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内滞留ガスを窒素ガス制御室等を經由して、第1ベントフィルタスクラハ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放射線物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から放出(系統設計流量 9.8kg/s(IPd)において)することで、排気中に含まれる放射性物質の建屋への放出量を抑制しつつ、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の運び場である大気へ輸送できる設計とする。	—	
38	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系 スクラハ容器	SA	63条	【63条2】	E	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	—	同上	—	
39	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系 銀ゼオライト容器	SA	63条	【63条2】	E	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	—	同上	—	
40	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系 遠隔手動弁操作機構	SA	63条	【63条2】	B	遠隔手動弁操作	個数	格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作機構(個数)(原子炉格納容器の設備を原子炉冷却系統施設の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能となる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に 関する説明書	原子炉格納施設の兼用
41	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系 格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	63条	【63条2】	B	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	系統設計流量	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として使用する格納容器フィルタベント系は、第1ベントフィルタスクラハ容器(スクラヒング水、金属フィルタ)、第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内滞留ガスを窒素ガス制御室等を經由して、第1ベントフィルタスクラハ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放射線物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から放出(系統設計流量 9.8kg/s(IPd)において)することで、排気中に含まれる放射性物質の建屋への放出量を抑制しつつ、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の運び場である大気へ輸送できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に 関する説明書	原子炉格納施設の兼用
42	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系 可搬型直流通電設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除酸)	SA	63条	【63条13】	E	電源設備からの給電	—	排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替直流通電設備又は可搬型直流通電設備からの給電により、中央制御室から操作が可能となる設計とする。	—	
43	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント系 常設代替直流通電設備からの給電(格納容器内の減圧及び除酸)	SA	63条	【63条13】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
44	原子炉冷却系統施設	低圧炉心スプレイス系 常設代替直流通電設備からの給電(低圧炉心スプレイス系による低圧注水)	SA	62条	【62条24】	E	電源設備からの給電	—	低圧炉心スプレイス系は、常設代替直流通電設備からの給電により機能を復旧し、低圧炉心スプレイスによりサブプレッシングポンプのブロール水を原子炉圧力容器へスプレイスすることで炉心を冷却できる設計とする。	—	
45	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系 MV2B1-4	SA	60条	【60条5】	E	系統構成(人力操作)	—	現場で的人力によるHPAC注水弁(MV2B1-4)、タービン蒸気入口弁(MV221-22)、RCIC HPACタービン蒸気入口弁(MV221-34)、蒸気外側隔離弁(MV221-21)の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリの低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。	—	
46	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系 MV221-34	SA	60条	【60条5】	E	系統構成(人力操作)	—	同上	—	
47	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系 所内常設直流通電設備からの給電(高圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却)	SA	60条	【60条4】	E	電源設備からの給電	—	高圧原子炉代替注水系は、常設代替直流通電設備、可搬型代替直流通電設備、常設代替直流通電設備又は可搬型直流通電設備からの給電が可能となる設計とし、中央制御室からの操作が可能となる設計とする。	—	
48	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系 可搬型直流通電設備からの給電(高圧原子炉代替注水系による原子炉の冷却)	SA	60条	【60条4】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	機器名称									
49	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人カ操作)	—	原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流通電機直流通電機系統が機能喪失した場合においても、現場で復水器冷却水入口弁(MV221-7)、RCIC真空タンクドレン弁(V221-575)、RCIC真空タンク水位後出配管ドレン弁(V221-577)、RCIC注水弁(MV221-2)、ミニマムフロー弁(MV221-6)、タービュ蒸気入口弁(MV221-22)、蒸気外漏隔離弁(MV221-21)を人カ操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプによりサプレッションタンクからの冷却水を原子炉圧力容器へ注水することにより原子炉冷却材圧力ハフタの減圧対策及び原子炉冷却材内圧力ハフタの閉止時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電機原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人カによる措置は現場にハートルを設置すること等別に行える設計とする。	—	
50	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人カ操作)	—	同上	—	
51	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人カ操作)	—	同上	—	
52	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人カ操作)	—	同上	—	
53	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人カ操作)	—	同上	—	
54	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人カ操作)	—	同上	—	
55	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人カ操作)	—	同上	—	
56	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	SA	60条	【60条8】	E	電源設備からの給電	—	全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な電源が原子炉隔離時冷却系直流通電機系統から供給される場合は、原子炉隔離時冷却系直流通電機系統により原子炉隔離時冷却系直流通電機系統(可搬型直流通電機)により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流通電機を確保する設計とする。	—	
57	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	SA	60条	【60条8】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
58	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	SA	71条	【71条10】	E	水源の確保	—	構内監視カメラ(カスタービン発電機建物屋上)は、想定される重大事故等が発生した場合において、中央制御室及び緊急対策室から輸送貯水槽(西1)及び輸送貯水槽(西2)周辺の監視が可能な監視性を有する設計とする。	—	
59	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	SA	62条	【62条9】 【62条11】	E	電源設備からの給電	—	低圧原子炉代替注水系(常設)は、代替所内電機設備を稼働した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に使用する電動弁は、非常用予備電源設備に加え、代替所内電機設備を稼働した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
60	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	SA	62条	【62条9】 【62条14】	E	電源設備からの給電	—	低圧原子炉代替注水系(常設)は、代替所内電機設備を稼働した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に使用する電動弁は、非常用予備電源設備に加え、代替所内電機設備を稼働した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
61	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	SA	62条	【62条9】 【62条11】	E	電源設備からの給電	—	低圧原子炉代替注水系(常設)は、代替所内電機設備を稼働した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に使用する電動弁は、非常用予備電源設備に加え、代替所内電機設備を稼働した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	
62	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	SA	62条	【62条9】 【62条14】	E	電源設備からの給電	—	低圧原子炉代替注水系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、非常用予備電源設備に加え、代替所内電機設備を稼働した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	規定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統									
63	原子炉冷却系統施設	残置熱除去系	SA	62条	【62条18】	E	電源設備からの給電	—	残置熱除去系(低圧注水モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。	—	
64	原子炉冷却系統施設	残置熱除去系 高圧炉心スプレイス 低圧炉心スプレイス 高圧炉心スプレイス 原子炉補機冷却系 原子炉駆動冷却系 水の供給設備	SA	71条	【71条5】	B	水源	容量 個数	サブレンジョンタンク(容量2800 m ³ 、個数1)は、想定される重大事故発生時に、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器への冷却に使用される設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代動手動である。高圧炉心スプレイス及び低圧炉心スプレイスは、高圧炉心スプレイス及び低圧炉心スプレイスの残置熱除去系(低圧注水モード)、残置熱除去系(高圧注水モード)及び残置熱除去系(サブレンジョンタンク冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
65	原子炉冷却系統施設	原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)	SA	62,63,64条	【63条32】	E	電源設備からの給電	—	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故発生時に、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準班強)として使用できる設計とする。	—	
66	原子炉冷却系統施設	高圧炉心スプレイス補機冷却系(高圧炉心スプレイス補機海水系を含む。)	SA	63条	【63条49】	E	電源設備からの給電	—	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故発生時に、設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイス補機冷却系(高圧炉心スプレイス補機海水系を含む。)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準班強)として使用できる設計とする。	—	
67	原子炉冷却系統施設	原子炉補機冷却系	SA	63条	【63条19】	E	電源設備からの給電	—	移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備からの給電が可能である設計とする。また、大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	
68	原子炉冷却系統施設	原子炉補機冷却系	SA	69条	【69条40】	E	電源設備からの給電	—	移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備からの給電が可能である設計とする。また、大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	
69	原子炉冷却系統施設	原子炉補機冷却系	SA	65条	【65条6】	E	電源設備からの給電	—	移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備からの給電が可能である設計とする。また、大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	
70	原子炉冷却系統施設	—	SA	61条	【61条16】	B	原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の環境改善	設置枚数 開放差圧	インターフェイスシステム発生時の重大事故等対処設備として使用する原子炉建物燃料取扱設備フロア(原子炉格納施設)の開放差圧を6.99Pa以下(原子炉格納施設の設備を原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内に備えて蒸気となり、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の圧力が上昇した蒸気において、外気との差圧により自動的に開放し、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の圧力を低下させることができる設計とする。	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書	原子炉格納施設の兼用
71	計測制御系統施設	—	SA	59,61条	【59条7】 【59条2】 【61条4】	B	自動減圧防止機能	個数	運転時の異常な過渡変化時に、原子炉の運転を緊急に停止させることができない事象が発生した場合に、自動減圧起動阻止スイッチ2個及び代替自動減圧起動阻止スイッチ1個を動作させることで、原子炉の自動による減圧を防止できる設計とする。高圧炉心スプレイス、残置熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイスから大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、自動減圧起動阻止スイッチ及び代替自動減圧起動阻止スイッチを中央制御室の同じ階に設け、代替自動減圧起動阻止スイッチにより自動減圧を阻止し、代替自動減圧起動阻止スイッチにより代替自動減圧ロジック(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止できる設計とする。	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に關する説明書	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に關する説明書
72	計測制御系統施設	—	SA	59,61条	【59条7】 【59条2】 【61条4】	B	自動減圧防止機能	個数	同上	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に關する説明書	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に關する説明書

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統									
73	計測制御系統施設	—	無線通信設備 (固定型)	15.46.47.74 .76.77 条	[15条.25] [46条.6] [47条.8] [74条.1] [76条.24] [77条.1]	E	通信連絡機能	—	<p>通信連絡設備のうち、局線加入電話設備 (固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備 (固定型)、衛星電話設備 (携帯型)、無線通信設備 (固定型)、無線通信設備 (携帯型) 及び専用電話設備 (ネットライン) (地方公共団体他同) は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備 (警報装置を含む) 及び安全性を確保した通信連絡設備 (発電所内として十分な数量の所内通信連絡設備 (携帯型) を含む) を、無線通信設備 (固定型) (以下同じ。)、無線通信設備 (固定型) (1号機設備、1、2、3号機共用 (以下同じ。))、無線通信設備 (固定型) (1、2、3号機共用 (以下同じ。))、無線通信設備 (携帯型)、無線通信設備 (携帯型) (1号機設備、1、2、3号機共用 (以下同じ。)) 及び衛星電話設備 (1号機設備、1、2、3号機共用 (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、以下の設備を設置する。中央制御室待避室に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線通信設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (固定型) を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備 (発電所内) 及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有するために必要な通信連絡設備 (発電所内) として、必要な数量の衛星電話設備 (固定型) 及び無線通信設備 (固定型) を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の有線式通信設備 (有線式通信機) を中央制御室近傍の廃棄物処理建物内に保管する設計とする。</p>	—	
74	計測制御系統施設	—	無線通信設備 (携帯型)	15.46.47.76 .77 条	[15条.25] [46条.6] [47条.8] [76条.24] [77条.1]	E	通信連絡機能	—	<p>通信連絡設備のうち、局線加入電話設備 (固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備 (固定型) (以下同じ。))、衛星電話設備 (携帯型) (以下同じ。)) (地方公共団体他同) は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備 (警報装置を含む) 並びに多様な通信手段による通信連絡設備 (発電所内) として、十分な数量の所内通信連絡設備 (警報装置を含む) を、無線通信設備 (固定型) (以下同じ。))、無線通信設備 (固定型) (1号機設備、1、2、3号機共用 (以下同じ。))、無線通信設備 (固定型) (1、2、3号機共用 (以下同じ。))、無線通信設備 (携帯型)、無線通信設備 (携帯型) (1号機設備、1、2、3号機共用 (以下同じ。)) 及び衛星電話設備 (1号機設備、1、2、3号機共用 (以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備 (発電所内) 及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有するために必要な通信連絡設備 (発電所内) として、必要な数量の衛星電話設備 (固定型) 及び無線通信設備 (固定型) を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の有線式通信設備 (有線式通信機) を中央制御室近傍の廃棄物処理建物内に保管する設計とする。また、必要な数量の衛星電話設備 (携帯型) 及び無線通信設備 (携帯型) は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p>	—	

※1: NS2-構-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	機器名称									
77	計測制御系統施設	電力保安通信用電話設備	DB	15.46.47条	【15条23】 【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	—	通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び専用電話設備(ボットライン)(地方公共団体他向)は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。 電子伝送系に係る発電用原子炉施設の場合その他の異常が発生した場合において、当該異常発生に当該異常発生時の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 警報装置として、十分な量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様な性能を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(1号機設備、1.2.3号機共用)(以下同じ。)、無線通信設備(固定型)(1号機設備、1.2.3号機共用)(以下同じ。)、衛星電話設備(固定型)(1.2.3号機共用)(以下同じ。)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(携帯型)(1号機設備、1.2.3号機共用)(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(1号機設備、1.2.3号機共用)(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(1号機設備、1.2.3号機共用)(以下同じ。)、テレビ会議システム(社内用)、専用電話設備(専用電話設備(ボットライン)(地方公共団体他向))(1.2.3号機共用)(以下同じ。)、衛星電話設備(社内用)(衛星テレビ会議システム(社内用)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子炉ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びMP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	
78	計測制御系統施設	局線加入電話設備	DB	15.46.47条	【15条23】 【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	—	通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び専用電話設備(ボットライン)(地方公共団体他向)は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(1号機設備、1.2.3号機共用)(以下同じ。)、テレビ会議システム(社内用)、専用電話設備(専用電話設備(ボットライン)(地方公共団体他向))(1.2.3号機共用)(以下同じ。)、衛星電話設備(社内用)(衛星テレビ会議システム(社内用)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子炉ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びMP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統									
79	計測制御系統施設	—	DB	15.46.47条	【15条23】 【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	—	同上	—	
80	計測制御系統施設	—	DB	46.47条	【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の場合において、発電所の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の設置場所、専らその生業に係る車庫を公衆が自由に出入りしてできる通信連絡設備(発電所内)テレビ兼共用の電力保安用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)専用加入電話設備(固定電話機及びFAX)(1号機専用)1、2、3号機共用(以下同じ。)(テレビ兼用システム(社内用)、専用電話設備(専用電話設備)(ボットライン)(地方公共団体仲用))(1、2、3号機共用(以下同じ。))衛星電話設備(社内用)(衛星テレビ兼用システム(社内用)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)衛星電話設備(携帯型)及び結合原子力防犯ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ兼用システム、IP-電話機及びUP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	
81	計測制御系統施設	—	DB	46.47条	【46条6】 【47条6】	E	通信連絡機能	—	警報装置として、十分な量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)(電力保安用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(専用電話機)1、2、3号機共用(以下同じ。))無線通信設備(固定型)(無線型)1、2、3号機共用(以下同じ。))有線式通信設備(無線式)(通信機)無線通信設備(携帯型)(1号機専用)2、3号機共用(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(1、2、3号機共用(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。	—	
82	計測制御系統施設	—	DB	46.47条	【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の場合において、発電所の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の設置場所、専らその生業に係る車庫を公衆が自由に出入りしてできる通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関係機関の電力保安用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、専用加入電話設備(固定電話機及びFAX)(1号機専用)1、2、3号機共用(以下同じ。))無線通信設備(固定型)(無線型)1、2、3号機共用(以下同じ。))衛星電話設備(社内用)(衛星テレビ兼用システム(社内用)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)衛星電話設備(携帯型)及び結合原子力防犯ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ兼用システム、IP-電話機及びUP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	測定フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容		記載資料名	備考	
	施設区分	機器名称							向上	向上			
94	計測制御系統施設	—	SA	73条	【73条3】	B	スクラハ容器圧力の監視	個数 計測範囲	向上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
95	計測制御系統施設	—	SA	73条	【73条3】	B	スクラハ容器温度の監視	個数 計測範囲	向上	計測装置の構成に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
96	計測制御系統施設	—	SA	73条	【73条3】	B	残留熱除去系熱交換器冷却水流量	個数 計測範囲	向上	計測装置の構成に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
97	計測制御系統施設	—	SA	73条	【73条3】	B	低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	個数 計測範囲	向上	計測装置の構成に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
98	計測制御系統施設	—	SA	73条	【73条3】	B	原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力の監視	個数 計測範囲	向上	計測装置の構成に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
99	計測制御系統施設	—	SA	73条	【73条3】	B	高圧炉心スプレイポンプ出口圧力の監視	個数 計測範囲	向上	計測装置の構成に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
100	計測制御系統施設	—	SA	73条	【73条3】	B	残留熱代替除去ポンプ出口圧力の監視	個数 計測範囲	向上	計測装置の構成に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
101	計測制御系統施設	—	SA	73条	【73条3】	B	原子炉圧力容器温度の監視	個数 計測範囲	向上	計測装置の構成に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
102	計測制御系統施設	—	SA	68,73条	【68条3】 【73条3】	B	静的触媒式水素処理装置の作動状態監視	検出器の種類 個数 計測範囲	向上	静的触媒式水素処理装置入口温度(個数2、計測範囲0~100℃、検出器種類熱電対)及び静的触媒式水素処理装置出口温度(個数2、計測範囲0~400℃、検出器種類熱電対)は、静的触媒式水素処理装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素処理装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とし、重大事故等時において測定可能なよう耐環境性を有した熱電対を使用する。 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心温度防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設的主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対応設備の他、原子炉圧力容器温度(SA)(個数2、計測範囲0~500℃)、スクラハ容器水位(個数8、計測範囲0~100mm)、スクラハ容器圧力(個数4、計測範囲0~1MPa)、スクラハ容器温度(個数1(予備)、計測範囲0~200℃、0~100volts)、残留熱除去系熱交換器冷却水流量(個数2、計測範囲0~1500m ³ /h)、低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力(個数2、計測範囲0~4MPa)、高圧炉心スプレイポンプ出口圧力(個数1、計測範囲0~12MPa)、残留熱代替除去ポンプ出口圧力(個数1、計測範囲0~3MPa)、静的触媒式水素処理装置入口温度(個数2、計測範囲0~100℃)、静的触媒式水素処理装置出口温度(個数2、計測範囲0~400℃)とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書	
103	計測制御系統施設	—	SA	68,73条	【68条3】 【73条3】	B	静的触媒式水素処理装置の作動状態監視	検出器の種類 個数 計測範囲	向上	静的触媒式水素処理装置の作動状態監視	計測装置の構成に関する説明書		
104	計測制御系統施設	—	SA	73条	【73条12】 【73条13】 【73条14】	B	可搬型計測器による温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	個数	向上	可搬型計測器による温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 使用済燃料貯蔵庫の温度、水位及び濡えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 主登録設備	

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	規定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	機器名称									
105	計測制御系統施設	可搬型代替交流電源設備からの給電 (火災濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	[67条28]	E	電源設備からの給電	—	格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃度(SA)は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
106	計測制御系統施設	常設代替交流電源設備からの給電(水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	[67条28] [67条30]	E	電源設備からの給電	—	格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃度(SA)は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 格納容器水素濃度(B系)及び格納容器酸素濃度(B系)は、常設代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
107	計測制御系統施設	常設代替直流通電源設備からの給電(特 殊触媒式水素処理装置による水素濃度 抑制)	SA	68条	[68条4]	E	電源設備からの給電	—	特種触媒式水素処理装置入口温度及び特種触媒式水素処理装置出口温度は、常設代替直流通電源設備又は可搬型直流通電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
108	計測制御系統施設	可搬型直流通電源設備からの給電(特 殊触媒式水素処理装置による水素濃度抑 制)	SA	68条	[68条4]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
109	計測制御系統施設	常設代替交流電源設備からの給電(原 子炉建物内の水素濃度監視)	SA	68条	[68条6]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
110	計測制御系統施設	可搬型代替交流電源設備からの給電 (原子炉建物内の水素濃度監視)	SA	68条	[68条6]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
111	計測制御系統施設	常設代替交流電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	[73条11]	E	電源設備からの給電	—	炉心損傷防止対策及び格納容器損傷防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の故障を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流通電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設発電機直流通電源設備、常設代替直流通電源設備又は可搬型直流通電源設備を使用できる設計とする。	—	
112	計測制御系統施設	可搬型代替交流電源設備からの給電 (計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	[73条11]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
113	計測制御系統施設	所内常設発電機直流通電源設備からの給 電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	[73条11]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
114	計測制御系統施設	常設代替直流通電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	[73条11]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
115	計測制御系統施設	可搬型直流通電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	[73条11]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
116	計測制御系統施設	常設代替交流電源設備からの給電(照 明の確保)	SA	74条	[74条15]	E	電源設備からの給電	—	LEDライティング(三脚タイプ)は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
117	計測制御系統施設	可搬型代替交流電源設備からの給電 (照明の確保)	SA	74条	[74条15]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	

No.	申請対象設備		機器名称	DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統										
118	計測制御系統施設	—	緊急時代替電源からの給電(通信連絡(緊急時対策所))	SA	76条	[76条26] [77条6] [77条10]	E	電源設備からの給電	—	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 なお、緊急時対策所用発電機は、フルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。 緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 安全ハメラータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	—	
119	計測制御系統施設	—	緊急代替交流電源設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	[77条5] [77条9]	E	電源設備からの給電	—	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 安全ハメラータ表示システム(SPDS)のうちSPDSデータ収集サーバは、非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	—	
120	計測制御系統施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	[77条5] [77条9]	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
121	計測制御系統施設	—	緊急時対策所用電源からの給電(発電所外の通信連絡)	SA	77条	[77条17] [77条18]	E	電源設備からの給電	—	緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)及び結合原子力防共壁及びCPR-1000は、非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	—	
122	計測制御系統施設	—	緊急時対策所用電源からの給電(発電所内の通信連絡)	SA	77条	[77条6] [77条10]	E	電源設備からの給電	—	緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 安全ハメラータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	—	
123	放射線管理施設	中央制御室空調換気系統	MV264-1	SA	74条	[74条7]	E	系統構成(人カ操作)	—	炉心の著しい損傷後に格納容器フィルタタベント系を起動させる場合に放出されるフルーム通過時において、中央制御室空調換気系は中央制御室空気取り入れ調節弁(0M)を閉鎖することにより、外気との遮断口を確保し、中央制御室非常用再循環処理装置からの給電による設備電源供給を確保することにより、中央制御室ファンタリを外気から隔離可能な設計とする。	—	
124	放射線管理施設	中央制御室空調換気系統	CV264-17	SA	74条	[88条21]	E	系統構成(人カ操作)	—	中央制御室空調換気系は、通常のラインの他、給子用高効率フィルタ及びチャージャコールフィルタを内蔵した中央制御室非常用再循環処理装置及びフィルタ並びに中央制御室非常用再循環送風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時には、中央制御室空調換気系の給気側配管及び非気側配管を閉鎖することにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用再循環処理装置フィルタを通じて系統側再循環モータとして、放射線物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐこととし、運転員を放射線被曝から防護する設計とする。外気と中央制御室非常用再循環処理装置フィルタで浄化しなから取り入れることも可能な設計とする。	—	
125	放射線管理施設	中央制御室空調換気系統	CV264-18	SA	74条	[88条21]	E	系統構成(人カ操作)	—	同上	—	
126	放射線管理施設	中央制御室空調換気系統	AV264-6	SA	74条	[88条21]	E	系統構成(人カ操作)	—	同上	—	
127	放射線管理施設	中央制御室空調換気系統	AV264-5	SA	74条	[88条21]	E	系統構成(人カ操作)	—	同上	—	
128	放射線管理施設	中央制御室空調換気系統	非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電設備)からの給電(中央制御室空調換気系)	SA	74条	[74条6]	E	電源設備からの給電	—	中央制御室空調換気及び中央制御室非常用再循環処理装置は、非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	

※1: NS2-補-001-01 工事計画認可申請における本文及び添付書類

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	選定フロア※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統									
139	放射線管理施設	—	SA	75条	【75条3】	C	海上での放射線量監視	個数	重大事故等が発生した場合に緊急時に放射線所及びその周辺(緊急時の周辺海域を含む)において、放射線計測装置から放出される放射線物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視するための移動式モニタリング設備として使用するN型電子線サーベイゲータ、GM型放射線サーベイゲータ、αβ線サーベイゲータ及び電離箱サーベイゲータ等計測装置を記録し、保存できるように測定値を表示するメータ及び小型船舶(個数1(予備1))を保管する設計とする。	放射線測定装置に関する説明書(別添)	主登録設備
140	放射線管理施設	—	SA	75条	【75条10】	B	気象の監視	個数	重大事故等が発生した場合に緊急時に放射線所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬式気象観測装置(個数1(予備1))を保管する設計とする。	環境測定装置の取付箇所を明示した図面(その1)	
141	放射線管理施設	—	SA	75条	【75条6】	E	放射線量の監視	—	可搬式モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し得る十分な信頼性を保つ設計とする。また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所でデータ表示装置(可搬式モニタリングポスト用)にて監視できる設計とする。	—	
142	放射線管理施設	—	SA	75条	【75条12】	E	気象の監視	—	可搬式気象観測装置の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所でデータ表示装置(可搬式気象観測装置用)にて監視できる設計とする。	—	
143	放射線管理施設	—	SA	75条	【94条30】	E	電源設備からの給電	—	モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用内蔵電源(バッテリー)を有し、モニタリングポストにより、空間線量率を計測することのできる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機(モニタリングポスト用発電機(1号機設備 1, 2, 3号機共用))を有し、電源切替時の短時間電源供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合に、非常用内蔵電源に加えて、代替電源設備である常設代替直流電源設備から給電できる設計とする。	—	
144	放射線管理施設	—	SA	67条	【67条8】	E	電源設備からの給電	—	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(低レンジ)及び第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ)は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
145	放射線管理施設	—	SA	67条	【67条8】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
146	放射線管理施設	—	SA	69条	【69条35】	E	電源設備からの給電	—	燃料プールの放射線モニタ(低レンジ)(SA)及び燃料プールの放射線モニタ(高レンジ)(SA)は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
147	放射線管理施設	—	SA	69条	【69条35】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
148	放射線管理施設	—	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	炉心損傷防止対策及び格納容器格納防止対策等を成功させるために必要な非常用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の要失等により計測電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備を使用できる設計とする。	—	
149	放射線管理施設	—	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
150	放射線管理施設	—	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
151	放射線管理施設	—	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	

No.	施設区分		申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	選定フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称	機器名称									
152	放射線管理施設	—	可搬型直流電源設備からの給電(計器電源或失調に使用する設備)	73条	SA	【73条1】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	—
153	放射線管理施設	—	差圧計	76条	SA	【76条12】	B	居住性の確保	個数 計測範囲	緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルターユニット、空気ポンプ圧加圧設備(空気ポンプ)及び差圧計を設置する設備とする。	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	主登録設備	
154	放射線管理施設	—	チェンジングエリア用照明	74条	SA	【74条21】	B	居住性の確保	個数	重大事故等時に、身体サーベヘイ作業服の着替等に必要なる照度の確保は、チェンジングエリア用照明(個数2(予備1))によりできる設計とする。	非常用照明に関する説明書	—	
155	原子炉格納施設	—	残留熱代替除去系・原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱除去系)(格納容器冷却モード) 原子炉格納容器コブライ設備(残留熱除去系)(冷却モード) 高圧原子炉代替注水系	71条	SA	【71条5】	B	水源	容量 個数	サブレーションチェンバ(容量2800 m ³ 、個数1)は、想定される重大事故等時に、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準違反事故及び残留熱代替除去系並びに重大事故等対策別処設備(設計基準違反)である原子炉格納冷却モード、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)、残留熱除去系(格納容器冷却モード)及び残留熱除去系(サブレーションプール水冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	主登録設備	
156	原子炉格納施設	—	格納容器フィルタバント系(系統設計流量)	67条	SA	【67条11】	B	原子炉格納容器内の可燃性ガスの排出	系統設計流量	原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを本気へ排出するための重大事故等対策設備として使用する格納容器フィルタバント系は、第1バントフィルタスクラバ装置(スクラベータ、金属フィルタ)、第1バントフィルタ冷却セオラト容器(銀セオラトフィルタ)、圧力調整機、過熱手動弁操作機構、配管、弁類、計測制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内空気質を水素ガス制御装置を經由して、第1バントフィルタスクラバ装置及び第1バントフィルタ冷却セオラト容器へ排気し、放射線物質を低減させた後に原子炉格納容器屋上へ排出し、系統設計流量9.8kg/s(1Pu)において、排気すること、排気中に含まれる放射性物質の環境への排出を低減しつつ、シリコニウム-水反応及び水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	主登録設備	
157	原子炉格納施設	—	格納容器フィルタバント系	65条	SA	【65条18】	B	遠隔人力操作	個数	格納容器フィルタバント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作機構(個数5)(原子炉格納施設の圧力低減設備そのものの安全設備の圧力逃がし装置を放射線物質運搬制御設備及び可燃性ガス運搬制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)により、人工により容易かつ確実に操作可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	主登録設備	
158	原子炉格納施設	—	原子炉建物燃料取替階プロアアウトバント	74条	SA	【74条25】	B	原子炉建物原子炉庫の放射線物質の閉じ込め機能維持	個数	炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動する際、原子炉建物燃料取替階プロアアウトバント系閉止装置には、中央制御室から原子炉建物燃料取替階プロアアウトバント系閉止装置(個数2)を操作し、容易かつ確実に閉止できる設計とする。また、原子炉建物燃料取替階プロアアウトバント系閉止装置は現場においても、人力により操作できる設計とする。	安全設備及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	原子炉格納施設の共用	
159	原子炉格納施設	—	原子炉建物燃料取替階プロアアウトバント	12.61条	DB/SA	【61条6】	B	原子炉建物原子炉庫(二次格納施設)内の環境改善	設置枚数 開放差圧	インターフェイスシステムLOGA発生時の重大事故等対策設備として使用する原子炉建物燃料取替階プロアアウトバント(設置枚数2枚、開放差圧6.9kPa以下)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統設備の設備として兼用)は、高圧の蒸気冷却材が原子炉建物原子炉庫(二次格納施設)内へ漏えいして蒸気とならば、原子炉建物原子炉庫(二次格納施設)内の圧力が上昇した場合において、外気との差圧により自動的に開放し、原子炉建物原子炉庫(二次格納施設)内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。	安全設備及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	主登録設備	
160	原子炉格納施設	—	常設代替除去系(格納容器冷却モード)	64条	SA	【64条14】 【64条15】	E	電源設備からの給電	—	残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により運転し、復旧し、残留熱除去系(格納容器冷却モード)をバイパスして原子炉格納施設を安全にできる設計とする。本系統に使用する冷却材は原子炉格納冷却系(原子炉格納容器内の冷却)又は原子炉格納代替冷却材から供給できる設計とする。	—	—	

No.	施設区分	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	選定フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
		系統	機器名称									
161	原子炉格納施設	原子炉格納容器スプレイ設備(格納容器冷却系(サブプレッシャープール水冷却モード))	非常用交流電源設備からの給電(格納容器冷却系(サブプレッシャープール水冷却モード))による原子炉格納容器内の冷却	SA	64条 【64条21】 【64条40】	E	電源設備からの給電	—	—	格納容器冷却系(サブプレッシャープール水冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を履行し、格納容器冷却系(サブプレッシャープール水冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却は、常設代替交流電源設備からの給電により行われる。本系統に使用する冷却水は原子炉格納容器冷却系(原子炉格納容器冷却系)又は原子炉格納容器冷却系から供給できる設計とする。	—	—
162	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	コリウムシールド	SA	66条 【66条6】	B	溶融炉心からの流入抑制	厚さ 材料 個数	—	コリウムシールドは、溶融炉心が原子炉格納容器下部へと落下した場合には、ドライウエル機器(溶融炉心)及びドライウエル床(溶融炉心)の溶融炉心の流入を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器パウダリに接触することを防止できる設計とする。コリウムシールドは、寸法が厚さ0.13m以上、材料がジルコニア(ZrO2)層が1層の設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	—
163	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	常設代替交流電源設備からの給電(格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条 【64条23】 【64条28】	E	電源設備からの給電	—	—	格納容器代替スプレイ系(常設)は、非常用ディーゼル発電機に加え、格納容器代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
164	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	可搬型直流電源設備からの給電(格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	64条 【64条7】 【64条30】	E	電源設備からの給電	—	—	格納容器代替スプレイ系(可搬型)は、非常用ディーゼル発電機に加え、非常用直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大量送水車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	—
165	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	可搬型直流電源設備からの給電(格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	64条 【64条7】 【64条30】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	—
166	原子炉格納施設	ベスタル代替注水系	コリウムシールド	SA	66条 【66条6】	B	溶融炉心からの流入抑制	厚さ 材料 個数	—	コリウムシールドは、溶融炉心が原子炉格納容器下部へと落下した場合には、ドライウエル機器(溶融炉心)及びドライウエル床(溶融炉心)の溶融炉心の流入を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器パウダリに接触することを防止できる設計とする。コリウムシールドは、寸法が厚さ0.13m以上、材料がジルコニア(ZrO2)層が1層の設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	—
167	原子炉格納施設	ベスタル代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(ベスタル代替注水系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条 【66条5】	E	電源設備からの給電	—	—	ベスタル代替注水系(常設)は、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
168	原子炉格納施設	ベスタル代替注水系	可搬型直流電源設備からの給電(ベスタル代替注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条 【66条11】	E	電源設備からの給電	—	—	ベスタル代替注水系(可搬型)は、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大量送水車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	—	—
169	原子炉格納施設	残置熱代替除去系	常設代替交流電源設備からの給電(残置熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条 【65条4】	E	電源設備からの給電	—	—	残置熱代替除去系は、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
170	原子炉格納施設	高圧原子炉代替注水系	所内常設直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(高圧原子炉代替注水系))	SA	66条 【66条33】	E	電源設備からの給電	—	—	高圧原子炉代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室(11、2号機共用(以下同じ))からの操作が可能な設計とする。	—	—
171	原子炉格納施設	高圧原子炉代替注水系	可搬型直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(高圧原子炉代替注水系))	SA	66条 【66条33】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	—
172	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系))	SA	66条 【66条22】	E	電源設備からの給電	—	—	低圧原子炉代替注水系(常設)は、非常用ディーゼル発電機に加え、格納容器代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
173	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(可搬型)))	SA	66条 【66条22】	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—	—
174	原子炉格納施設	ほう湯水注入系	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(ほう湯水注入系))	SA	66条 【66条36】	E	電源設備からの給電	—	—	ほう湯水注入系は、非常用ディーゼル発電機に加え、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
175	原子炉格納施設	非常用ガス処理系	非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電機)からの給電(非常用ガス処理系)	SA	74条 【74条23】	E	電源設備からの給電	—	—	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電機に加え、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建屋物理取除前プロローブアウトハル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—
176	原子炉格納施設	非常用ガス処理系	常設代替交流電源設備からの給電(非常用ガス処理系)	SA	74条 【74条23】	E	電源設備からの給電	—	—	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電機に加え、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建屋物理取除前プロローブアウトハル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	—	—

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	選定フロー ^{※1}	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	機器名称									
194	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	システム	DB	45条	[45条9]	D	種エネルギーのアーケ故障による電気量の増大の拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気設備及び当該電気設備に係る電気設備(安全施設(重要安全施設を除く)への電力供給に係るもの)に設置する、運転中の運転時間の適切な調整により、種々のエネルギーの電気量の増大の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定に関する説明	
	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条5]	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド閉閉装置(6900V、1200Aのもの2個)、メタルクラッド閉閉装置HPCS(6900V、1200Aのもの1個)、ロードセンタ(460V、4000Aのもの2個)、コントローラセンタ(460V、800Aのもの2個、460V、600Aのもの7個)、ロードセンタ(460V、800Aのもの2個)、コントローラセンタHPCS(460V、800Aのもの1個)、動力変圧器(3200kVA、6600/460Vのもの2個)、動力変圧器HPCS(500kVA、6600/460Vのもの1個))により構成することにより、未運用中で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
195	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条5]	C	動力変圧器	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
196	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	緊急用メタクラ	容量 個数	これは別に設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	メタクラ切替盤	容量 個数	代替所内電気設備は、緊急用メタクラ(6900V、1200Aのもの1個)、メタクラ切替盤(6900V、1200Aのもの2個)、高圧発電機車接続ブラック取納箱(6600V、1200Aのもの2個)、緊急用メタクラ接続ブラック取納箱(6600V、1200Aのもの1個)、SAロードセンタ(460V、4000Aのもの1個)、SAコントローラセンタ(460V、4000Aのもの1個)、SA2コントローラセンタ(460V、4000Aのもの1個)、充電器電源切替盤(460V、225Aのもの1個)、SA電源切替盤(460V、50Aのもの2個)、重大事故操作制御装置等と構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型直交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
197	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	メタクラ切替盤	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
198	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	高圧発電機車接続ブラック取納箱	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
199	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	緊急用メタクラ接続ブラック	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
200	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	SAロードセンタ	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	SAコントローラセンタ	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
202	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	SA2コントローラセンタ	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
203	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	充電器電源切替盤	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	SA電源切替盤	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
204	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	72条	[72条6] [72条17]	C	緊急時対策所 発電機接続ブラック	容量 個数	緊急時対策所発電機は、緊急時対策所 発電機接続ブラック(210V、1200Aのもの1個)、緊急時対策所 低圧発電機(460/210V、800Aのもの1個)、緊急時対策所 低圧母線盤(210/105V、800Aのもの1個)、緊急時対策所 低圧分電盤(225Aのもの1個)、緊急時対策所 低圧分電盤2(105V、225Aのもの1個)、緊急時対策所 無停電分電盤(35kVA、210/210-105Vのもの1個)、緊急時対策所 直流115V充電装置(120V、200Aのもの1個)、可搬型代替交流電源設備(105V、225Aのもの1個)を經由して緊急時対策所在空弁化油機、発電機設備(固定式)、無線通信用設備(固定式)、統合原子力制御システムに接続する通信制御システム(固定式)、統合原子力制御システム及び安全システム(固定式)を接続する設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	76条	[76条28]	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
206	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	76条	[76条28]	C	緊急時対策所 低圧発電機	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
207	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	—	SA	76条	[76条28]	C	緊急時対策所 低圧母線盤	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	規定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統									
216	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	SA	72条	[72条9] [72条51]	C	所内常設蓄電式直流電源設備による給電 非常用直流電源設備 非常用直流電源設備	容量 個数	基本設計方針記載内容 池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(RCIC)、SA用115V系充電器(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系蓄電池、B-115V系蓄電池、HPAC直 流コントローラ(115V/800Aのもの1個)、電路、計測制御装置等 で構成し、B-115V系蓄電池、B-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池 (RCIC)及びUSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計 とする。 所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源 喪失から8時間後に、一部負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失 から24時間にわたる電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電 池(RCIC)及びUSA用115V系蓄電池は、負荷を切り離すことなく全交流動 力電源喪失から24時間にわたる電力を供給できる設計とする。また、交 流電源復旧後に、交流電源をB-115V系蓄電池、B-115V系蓄電池(RCIC) (SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びUSA用115V系蓄電池を格納し直流母 線へ接続することで電力を供給できる設計とする。 非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC) (240V、200Aのもの1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器 (130V/210Aのもの1個)、高圧炉心スプレイス蓄電池、高圧炉心スプ レイ系充電器(130V/80Aのもの1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系蓄 電池(120V/400Aのもの1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B-115V系 充電器(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電 器(±28.8V/20Aのもの4個)、230V系直流装置(RCIC)(230V/800Aのもの 1個)、115V直流装置(115V/500Aのもの4個)、中性子計装分電器 (±24V/100Aのもの4個)は、想定される重大事故等時において、重 大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使 用できる設計とする。	設定規則に関する説明書(別 添)	
217	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	SA	72条	[72条51]	C	非常用直流電源設備	容量 個数	基本設計方針記載内容 非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC) (240V、200Aのもの1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器 (130V/210Aのもの1個)、高圧炉心スプレイス蓄電池、高圧炉心スプレ イス系充電器(130V/80Aのもの1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系蓄電 器(120V/400Aのもの1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B-115V系蓄電 器(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器(± 28.8V/20Aのもの4個)、230V系直流装置(RCIC)(230V/800Aのもの1 個)、115V直流装置(115V/500Aのもの4個)、中性子計装分電器(± 24V/100Aのもの4個)は、想定される重大事故等時において、重大事故 等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設 計とする。	設定規則に関する説明書(別 添)	
218	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	SA	72条	[72条51]	C	非常用直流電源設備	容量 個数	同上	設定規則に関する説明書(別 添)	
219	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	SA	72条	[72条9] [72条51]	C	所内常設蓄電式直流電源設備による給電 非常用直流電源設備	容量 個数	所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B-115V系蓄電 池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系蓄電 器、B-115V系充電器(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電 器、B-115V系蓄電池、B-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池、HPAC直 流コントローラ(115V/800Aのもの1個)、電路、計測制御装置等 で構成し、B-115V系蓄電池、B-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池 (RCIC)及びUSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計 とする。 所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源 喪失から8時間後に、一部負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失 から24時間にわたる電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電 池(RCIC)及びUSA用115V系蓄電池は、負荷を切り離すことなく全交流動 力電源喪失から24時間にわたる電力を供給できる設計とする。また、交 流電源復旧後に、交流電源をB-115V系蓄電池、B-115V系蓄電池(RCIC) (SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びUSA用115V系蓄電池を格納し直流母 線へ接続することで電力を供給できる設計とする。 非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC) (240V、200Aのもの1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器 (130V/210Aのもの1個)、高圧炉心スプレイス蓄電池、高圧炉心スプ レイ系充電器(130V/80Aのもの1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系蓄電 器(120V/400Aのもの1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B-115V系蓄電 器(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器(± 28.8V/20Aのもの4個)、230V系直流装置(RCIC)(230V/800Aのもの 1個)、115V直流装置(115V/500Aのもの4個)、中性子計装分電器 (±24V/100Aのもの4個)は、想定される重大事故等時において、重 大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使 用できる設計とする。	設定規則に関する説明書(別 添)	

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統									
220	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	230V系直流流盤(常用)	72条 SA	【72条42】 C	—	可搬型直流電源設備による 給電	容量 個数	可搬型直流電源設備は、高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器(常用)、230V系充電器(常用)、B-115V系直流流盤(SA)、SA対策設備(C)直流コンローラ、230V系直流流盤(常用)、セル燃料貯蔵タンク、燃料貯蔵タンク、B-115V系直流流盤(常用)、高圧発電機車名代所内電機設備、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器(常用)及び230V系充電器(常用)を格納し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
221	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	115V直流流盤 SA	72条 SA	【72条9】 【72条12】 【72条51】 C	—	所内常設蓄電式直流電源設備による給電 可搬型直流電源設備による給電 非常用直流電源設備	容量 個数	所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)、SA用115V系充電器(SA)、230V系直流流盤(RCIC)、SA対策設備(115V/225Aのもの)を1個)、HPAC直流コンローラセル(115V/600Aのもの)を1個)、電路、計測制御装置等で構成し、B-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びUSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。 所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源機から8時間程度、一部負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源機失陥から24時間以内で、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池は、USA用115V系蓄電池は、計測制御装置等と共同で、全交流電源機失陥後、全交流電源機がB-115V系蓄電池(SA)、230V系充電器(RCIC)及びUSA用115V系充電器(SA)を格納し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
222	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	—	中性子計装分電盤 SA	72条 SA	【72条51】 C	—	非常用直流電源設備	容量 個数	非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC)(240V、200Aのもの)が1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器(130V/210Aのもの)が1個)、高圧炉心スプレイス蓄電池、高圧炉心スプレイス充電器(130V/80Aのもの)が1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V/400Aのもの)が1個)、B1-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器(±28.8V/20Aのもの)が2個)、230V系直流流盤(RCIC)(230V/800Aのもの)が1個)、115V直流流盤(115V/500Aのもの)が4個)、中性子計装分電盤(±24V/100Aのもの)が2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対策設備及び重大事故等対策設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー ^{※1}	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統									
227	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	DB	45条	【45条16】 【45条18】 【45条19】	E	保安電源設備の異常の後知 ととの拡大防止、電線路の 独立性、電線路の物理的分 離、電源喪失防止	—	設計基準対象施設は、送電可能な回線として20kV送電線(中国電力ネットワーク株式会社第二島根原子力幹線)1ルート3回線(1、2、3号機共用)(以下同じ。)及び受電専用回線として66kV送電線(中国電力ネットワーク株式会社鹿島線を分岐した鹿島支線)1ルート3回線(1号機設備、1、2号機共用)(以下同じ。))の合計2ルート3回線にて、電力系統に接続する設計とする。 また、66kV送電線1回線は、中国電力ネットワーク株式会社津田発電所に連系する設計とする。 上記2ルート3回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である中国電力ネットワーク株式会社北北江変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、中国電力ネットワーク株式会社松島変電所から松島変電所及び津田変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。	—	—
228	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	DB	45条	【45条43】	D	必要な設備の電力を確保す る機能	—	モニタリングポスト用発電機(1号機設備、1、2、3号機共用)及びモニタリングポスト用無停電電源装置(1号機設備、1、2、3号機共用)は、機内の過電流を感知し、機関及び送電を停止し故障箇所を隔離することによって、故障による影響を最小化できるとともに、他の安全機能へ影響のない設計とする。	常用電源設備の健全性に関する説明書	—
229	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	—	閉閉所から主発電機側の送電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂罫子並びに重心の低いガス絶縁組合閉閉装置及びガス絶縁組合閉閉装置を設置する設計とする。	—	—
230	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	—	同上	—	—
231	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	DB	45条	【45条27】	E	罫子の塩害対策機能	—	さらに、防波壁により津波の影響を受けないエリアに設置するとともに、塩害を考慮し、送電線と前部の罫子に対しては、罫子洗浄ができる設計とし、送電線等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁閉閉装置及びガス絶縁組合閉閉装置を設置し、ガス絶縁組合閉閉装置の集積部については屋内に設置する。	—	—
232	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	—	DB	45条	【45条27】	E	罫子の塩害対策機能	—	同上	—	—
233	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	【11条16】 【11条19】 【52条11】 【52条12】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶解構造、シール構造の採用による漏えいの防止及び防漏の対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、堰等の設置及び隔離による配置上の考慮を行う設計とする。	—	※4.52条要求を含む
234	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	【11条16】 【52条11】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶解構造、シール構造の採用による漏えいの防止及び防漏の対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、堰等の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。	—	※4.52条要求を含む
235	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	【11条17】 【52条13】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、換気設備による機械換気又は自然換気を行う設計とする。	—	※4.52条要求を含む
236	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	【11条19】 【11条20】 【52条12】 【52条14】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	—	水素ガスを内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備及び水素・酸素注入設備の配置等は溶解構造によって、水素ガスの漏えいを防止し、非ガソンドロから水素ガスの漏えいの可能性のある非は、ペロクス等をを用いて防漏の対策を行う設計とし、水素ガスを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、堰等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。 水素ガスを内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備、水素・酸素注入設備及び水素ガスポンプを設置する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。	—	※4.52条要求を含む

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	記載資料名	備考
	施設区分	機器名称								
237	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	系統 貯蔵(貯蔵機器、ガスタービン発電機用 燃料タンク、緊急時対策用燃料地下タ ンク、ディーゼル発電機燃料タンク、 ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク)	DB※4	11.52条	【11条48】 【52条21】	E	火災発生防止(火災又は 引火性物質)	—	—	※4.52条要求を含む
238	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条31】 【52条27】	E	火災発生防止(火災源への 対策)	—	—	※4.52条要求を含む
239	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条31】 【52条27】	E	火災発生防止(火災源への 対策)	—	—	※4.52条要求を含む
240	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条23】 【52条26】	E	火災発生防止(水素ガス対 策)	—	—	※4.52条要求を含む
241	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条32】 【52条19】	E	火災発生防止(過電流によ る過熱防止対策)	—	—	※4.52条要求を含む
242	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条35】 【52条32】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(主要な構造材に対 する不燃性材料の使用)	—	—	※4.52条要求を含む
243	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条40】 【52条35】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(変圧器及び遮断器 に対する絶縁油等の内包)	—	—	※4.52条要求を含む
244	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条41】 【52条36】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(継線ケーブルの使 用)	—	—	※4.52条要求を含む
245	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条39】 【52条30】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(換気空調設備)(チャ コールフィルタ除く)	—	—	※4.52条要求を含む
246	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条36】 【52条29】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(深層炉に対する不 燃性材料の使用)	—	—	※4.52条要求を含む
247	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条42】 【52条31】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(建物内装材に対す る不燃性材料の使用)	—	—	※4.52条要求を含む
248	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条47】 【52条41】	E	自然現象による火災の発生 の防止(落雷による火災の 発生防止)	—	—	※4.52条要求を含む
249	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB※4	11.52条	【11条48】 【52条42】	E	自然現象による火災の発生 の防止(地震による火災の発 生防止)	—	—	※4.52条要求を含む

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	規定 フロー ^{※1}	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統									
250	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	[11条52] [11条54] [52条51] [52条52]	E	火災感知設備(火災感知器の警報発生時の警報)の検出を要する異なる火災感知器の設置	—	火災感知設備は、火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流速等の環境条件、予期される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災の火災防上重要な機器等及び火災重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、又は放熱する赤外線又は紫外線を感知するための放射線感知器、又は放熱する赤外線又は紫外線を感知するアナログ式の放射線感知器から、真なる火災感知方式の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。 なお、基本設計のとおり火災感知器を設置できない箇所は、上記感知器の代わりに環境条件や火災の性質を考慮し、光電分離型煙感知器、煙吸引式検出設備、熱感知カメラ、非アナログ式の防備型熱感知器、非アナログ式の防備型熱感知器及び非アナログ式の熱感知器も含めた組合せで設置する設計とする。	—	※4.52条要求を含む
251	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	[11条52] [11条54] [52条51] [52条52]	E	火災感知設備(火災感知器の警報発生時の警報)の検出を要する異なる火災感知器の設置	—	同上	—	※4.52条要求を含む
252	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	[11条52] [11条54] [52条51] [52条52]	E	火災感知設備(火災感知器の警報発生時の警報)の検出を要する異なる火災感知器の設置	—	同上	—	※4.52条要求を含む
253	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	[11条52] [11条54] [52条51] [52条52]	E	火災感知設備(火災感知器の警報発生時の警報)の検出を要する異なる火災感知器の設置	—	同上	—	※4.52条要求を含む
254	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	[11条58] [11条59] [11条60] [52条48] [52条49]	E	火災感知設備(火災受信機)	—	火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。 火災感知設備(熱感知カメラ)により火災発生箇所の特長が可能な設計とする。 火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防火災発生箇所の特長が可能な設計とする。	—	※4.52条要求を含む
255	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	[11条61] [52条50]	E	火災感知設備(火災感知器の電源確保)	—	火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時に、火災感知器の感知が可能となるように蓄電池を設計し、電源確保を設計とする。また、火災防上重要な機器等及び火災重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備の電源は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。	—	※4.52条要求を含む
256	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	[11条62] [11条70] [11条79] [52条58] [52条59] [52条67] [52条68]	E	消火設備(火災発生時の煙消火設備又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域に設置する消火設備)	—	火災防上重要な機器等及び火災重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域の消火設備は、破壊、誤作動又は故障等が起きた場合に、原子炉を安全に停止させるための機能又は火災重大事故等対処施設に必要となる機器等がある電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となることは、自動消火設備又は放射線感知器からの手動起動による固定式消火設備である全域ガス消火設備又はカーブトレイ消火設備を設置して消火を行う設計とする。 また、全域ガス消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の火災、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出液体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防上重要な機器等及び火災重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。カーブトレイ消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用することにも、カーブトレイ内に消火剤を溜める設計とする。	—	※4.52条要求を含む
257	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	[11条62] [11条79] [11条80] [52条58] [52条59] [52条67] [52条68]	E	消火設備(火災発生時の煙消火設備又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域に設置する消火設備)	—	同上	—	※4.52条要求を含む
258	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	—	DB ^{※4}	11.52条	[11条64] [52条75]	E	消火設備(火災発生時の煙消火設備又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域に設置する消火設備)	—	中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御室内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。	—	※4.52条要求を含む

No.	申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	規定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	機器名称									
259	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	移動式消火設備(化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車)	DB※4	11.52条	【11条88】 【52条73】	E	消火設備(移動式消火設備)	—	移動式消火設備は、箱設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車を配備する設計とする。	—	※4.52条要求を含む
260	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	隔離弁	DB※4	11.52条	【11条75】 【52条63】	E	消火設備(消火用水の優先供給)	—	消火用水供給系は、水道水系統と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水供給系の供給を優先する設計とする。	—	※4.52条要求を含む
261	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	消火設備の故障警報	DB※4	11.52条	【11条85】 【52条72】	E	消火設備(消火設備の故障警報)	—	電動機駆動消火ポンプ、全周ガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。	—	※4.52条要求を含む
262	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	消火設備の電源 (蓄電池及び非常用電源)	DB※4	11.52条	【11条76】 【11条77】 【52条64】 【52条65】	E	消火設備(消火設備の電源確保)	—	電動機駆動消火ポンプは、外部電源喪失時にも起動できるように非常用電源より電源を確保する設計とする。 全周ガス消火設備は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常用電源から受電するとともに、設備の動作に必要な電源を供給する蓄電池も設け、全周流動力電源喪失時にも電源を確保する設計とする。 ケーブルトレイ消火設備については、動作に電源が不要な設計とする。	—	※4.52条要求を含む
263	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	消火栓	DB※4	11.52条	【11条84】 【52条86】	E	消火設備(消火栓の配置)	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設を設置する火災区画及び火災区画に設置する屋内、屋外の消火栓は、「消防法施行令」に準拠し、配置する設計とする。	—	※4.52条要求を含む
264	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	消火器	DB※4	11.52条	【11条83】 【52条83】	E	消火設備(火災発生時の煙の充填又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区画又は火災区画に設置する消火設備)	—	火災発生時の煙の充填又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。	—	※4.52条要求を含む
265	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	遠望警報装置	DB※4	11.52条	【11条86】 【11条97】 【52条74】 【52条78】	E	消火設備(固定式ガス消火設備の職員遠望警報)	—	全周ガス消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を発する設計とする。 消火設備は、消火剤に毒性がなく、消火時に生成されるフッ化水素が人体に有害な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に遠望警報を発しない設計とする。	—	※4.52条要求を含む
266	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	消火用非常照明	DB※4	11.52条	【11条89】 【52条74】	E	消火設備(消火用の照明器具)	—	建物内の消火栓、消火設備場所及び設置場所までの経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、「消防法」で定められる消火継続時間の十分程度に理髪への移動等の時間も考慮し、8時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	—	※4.52条要求を含む
267	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	屋外消火設備の凍結防止対策 (保温材等、不凍式消火栓)	DB※4	11.52条	【11条99】 【11条100】 【52条92】 【52条93】	E	消火設備(消火設備に対する自然現象の考慮(凍結防止対策))	—	屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内の水が凍結しない設計とする。 屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないよう構造とする設計とする。	—	※4.52条要求を含む
268	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	連絡送水口	DB※4	11.52条	【11条103】 【52条96】	E	消火設備(消火設備に対する自然現象の考慮(地震変位対策))	—	さらに、屋外消火設備が破損した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火水の供給ができるよう、建物に連絡送水口を設置する設計とする。	—	※4.52条要求を含む
269	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	風水害対策	DB※4	11.52条	【11条101】 【52条94】	E	消火設備(消火設備に対する自然現象の考慮(風水害対策))	—	消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、全周ガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は、風水害により破損し阻害されることのないよう、建物内に設置する設計とする。	—	※4.52条要求を含む
270	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	消火設備の破損、誤動作又は誤操作対策	DB※4	11.52条	【11条62】 【52条58】	E	消火設備(消火設備の破損、誤動作又は誤操作)	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設を設置する火災区画又は火災区画の消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を完全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するための必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充填又は放射線の影響から消火活動が阻害されないよう、自動排水機構からの手動排水ポンプによる貯水消火設備も含め、ケーブルトレイ消火設備は破損し消火を行う設計とする。	—	※4.52条要求を含む
271	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	管理区画内からの放出消火剤の流出防止	DB※4	11.52条	【11条83】 【52条71】	E	消火設備(管理区画内からの放出消火剤の流出防止)	—	管理区画内で使用した消火水は、放射能汚染を含む水であることから、管理区画外への流出を防止するため、管理区画と非管理区画の境界に扉等を設置するとともに、各フロアのドレン系により液体廃棄物処理系に回収し、処理する設計とする。	—	※4.52条要求を含む
272	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	フレキシブル継手	DB※4	11.52条	【11条102】 【52条95】	E	消火設備(消火設備に対する自然現象の考慮(地震変位対策))	—	地震時における地震変位対策として、屋外消火設備は、タンク配管の継手部へのフレキシブル継手を採用することで、地震変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。	—	※4.52条要求を含む
273	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁	DB	11.52条	【11条109】	E	火災の影響軽減(火災防護対策)	—	互いに相連する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確保し2層壁等で分離する設計とする。	—	—
274	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	3時間以上の耐火能力を有する隔壁等	DB	11.52条	【11条109】	E	火災の影響軽減(火災防護対策)	—	同上	—	—
275	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	1時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備	DB	11.52条	【11条110】	E	火災の影響軽減(火災防護対策)	—	互いに相連する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確保し2層壁等で分離する設計とする。	—	—

No.	申請対象設備		機器名称	DB/SA	関連条文	基本設計方針(リンク番号)	測定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統										
290	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	取水槽水位計	DB/SA	6.51.54条 [6条38] [51条35]	B	津波監視機能	計測範囲	津波監視設備のうち取水槽水位計は、非常用電源設備から給電し、E _L -0.3m〜10.7mを測定範囲として、原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプが設置された取水槽の上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書		
291	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	津波監視カメラ	DB/SA	6.51.54条 [6条29] [51条26]	E	津波監視機能	—	津波監視設備として、敷地への津波の浸透の発生を察知し津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ及び取水槽水位計を設置する。	—		
292	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	大型タンク隔離システム	DB/SA	12.54条	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	復水輸送系配管、制御棒駆動系配管、消火系配管及び補給水系配管の溢水による溢水重量低減については、地震時に各配管の破損箇所からの溢水を自動隔離するため、大型タンク隔離システム(大型タンク遮断弁及び制御盤)により、地震大信号(原子炉スクラム)発信後約1分で大型タンク遮断弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書		
293	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	燃料プール冷却系閉止システム	DB/SA	12.54条 [12条28]	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	循環水系配管の破損による溢水重量低減については、地震時に循環水系配管の破損箇所からの溢水を自動隔離するため、燃料プール冷却系閉止システム(燃料プール冷却系弁及び制御盤)により、地震大信号(原子炉スクラム)発信後約1分で燃料プール冷却系弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書		
294	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	循環水系隔離システム	DB/SA	12.54条 [12条37]	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	循環水系配管の破損による溢水重量低減については、地震時に循環水系配管の破損箇所からの溢水を早期に検知し、自動隔離を行うために、循環水系隔離システム(漏えい検知器、循環水系弁及び制御盤)により、漏えい検知信号及び地震大信号(原子炉スクラム)発信後約1分で循環水系弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書		
295	その他発電用原子炉の 附属施設(緊急時対策 所)	—	酸素濃度計	DB/SA	46.76条 [76条7] [76条9]	B	酸素濃度測定機能	個数	緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が変動に著しい場合に、緊急時対策所において、酸素濃度計(個数1(予備1))及び二酸化炭素濃度計(個数1(予備1))を保管する設計とする。	緊急時対策所の機能に関する 説明書 緊急時対策所の居住性に関する 説明書		
296	その他発電用原子炉の 附属施設(緊急時対策 所)	—	二酸化炭素濃度計	DB/SA	46.76条 [76条7] [76条9]	B	二酸化炭素濃度測定機能	個数	同上	緊急時対策所の機能に関する 説明書 緊急時対策所の居住性に関する 説明書		
297	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施設)	—	タービン補機海水系隔離システム	DB/SA	6.51.54条 [6条38] [51条35]	B	津波に対する隔離機能	自動隔離時間	浸水防護重点化範囲への津波の流入を防止するため、タービン補機海水系隔離システム(漏えい検知器、タービン補機海水ポンプ出口弁及び制御盤)を構成し、タービン補機海水系配管の破損箇所からの溢水を検知し、漏えい検知信号及び地震大信号(原子炉スクラム)発信後約1分で自動閉止するタンクローウツにより、津波発生前に閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書		

2. 比較表 (技術基準要求機器リスト)

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号	島根2号	島根2号			
1	施設共通 (竜巻)	防護ネット	竜巻防護ネット (建屋開口部竜巻防護ネット)	材料 線径 網目寸法 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	材料 線径 網目寸法 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	竜巻防護ネット	材料 線径 網目寸法 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	差異なし。		
2	施設共通 (竜巻)	防護鋼板	竜巻防護鋼板 (換気空調系ダクト防護 壁) 竜巻防護鋼板 (原子炉補機冷却海水系 配管防護壁) 竜巻防護鋼板 (非常用ディーゼル発電 設備燃料移送ポンプ防護板) 竜巻防護鋼板 (非常用ディーゼル発電 設備燃料移送配管防護板)	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	竜巻防護鋼板	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	差異なし。		
3	施設共通 (竜巻)	扉	竜巻防護扉	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	鋼製扉	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	差異なし。		
4	施設共通 (竜巻)		竜巻防護フード (建屋開口 部竜巻防護鋼製フード) 竜巻防護フード (建屋開口 部竜巻防護コンクリート製フード)	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	材料 厚さ 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書			柏崎7号と設備構成の差異で あり、島根2号では竜巻に対 する防護対策施設は、竜巻防 護ネット及び竜巻防護鋼板と している。		
5	施設共通 (火山)		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポ ンプ防護板 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配 管防護板	—	—	循環水ポンプエリア防護対策設備	— 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	東海第二とは、火山に関する 防護設計方針の差異		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名称	明確にする必要がある 仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
6	施設共通 (外部火 災)		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ボ ンプ防護板		—				島根2号では防護板なしで評 価結果を満足するため、対象 設備なし。
7	施設共通 (アクセス ルート)	ホイールローダ	ホイールローダ (6,7号機共用)	台数	台数	ホイールローダ	台数	台数	差異なし。
8	施設共通 (地震)	原子炉建屋地下排水設備	7号機地下排水設備 5号機地下排水設備 (6,7号機共用)	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲	地下水位低下設備	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲	地下水位低下設備の設 計方針	差異なし。
9	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設	静的サイフォンブレーカ	サイフォンブレーク孔	—	—	サイフォンブレイク配管	—	—	差異なし。
10	核燃料物質 の取扱施設 及び貯蔵施設	使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	台数	台数	燃料プール監視カメラ (SA)	台数	台数	差異なし。

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号	島根2号				
11	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料プールの監視カメラ用空冷装置	使用済燃料貯蔵プールの監視カメラ用空冷装置	個数 容量 設定根拠に関する説明書(別添)	個数 容量 設定根拠に関する説明書(別添)	燃料プール監視カメラ用冷却設備	個数 容量 設定根拠に関する説明書(別添)	差異なし。		
12	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	汚濁防止膜(可搬型)	汚濁防止膜(6,7号機共用)	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	シルトフェンス	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	差異なし。		
13	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		放射性物質吸着材(6,7号機共用)	重量 設定根拠に関する説明書(別添)	重量 設定根拠に関する説明書(別添)	放射性物質吸着材	重量 設定根拠に関する説明書(別添)	東海第二は、汚濁防止膜設置のみで海洋拡散抑制対策を実施するため、対象設備なし。		
14	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		小型船舶(汚濁防止膜設置用)(6,7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	小型船舶	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	東海第二は、汚濁防止膜設置に小型船舶を使用しないため、対象設備なし。		
15	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		可搬型計測器(6,7号機共用)(予備)	個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	可搬型計測器	個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	東海第二は計測制御系統施設に記載しており、柏崎7号は差異なし。		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名称	明確にする必要がある 仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
16	原子炉冷却 系統施設	フィルタ装置	フィルタ装置 (pH)	pH	pH				東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、島根2号の格納容器フィルタベント系は、系統待機時に十分な量の薬品を保有しており、原子炉格納容器から移行する酸の量に対し、アルカリ性を維持可能であるため、補給設備（薬品注入タンク）を自主対策設備として設置しているため、申請対象外としている。
				原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書				
17	原子炉冷却 系統施設	遠隔人力操作機構	遠隔手動弁操作設備	個数	個数	遠隔手動弁操作機構	個数	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	差異なし。
				原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書				
18	原子炉冷却 系統施設	第二弁操作室遮蔽 (放射線管理施設に記載。記載内容比較のため転記)	遠隔空気駆動弁操作設備遮蔽 (原子炉格納施設に記載。記載内容比較のため転記)	材料 厚さ	材料 厚さ				東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、島根2号は、遠隔手動弁操作機構の設置場所を原子炉建物付風洞内とすることで放射線防護を考慮した設計としているため、対象設備なし。
				原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書				
19	原子炉冷却 系統施設	耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系 (系統設計流量)	系統設計流量	系統設計流量				東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、島根2号の耐圧強化ベント系は、新規制基準施行以前にアクシデントマネジメント対策として設置しており、必要な容量を有する設備であるが、格納容器フィルタベント系を新たに重大事故等対処設備として設置することから、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための自主対策設備として位置付けているため、申請対象外としている。
				原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	原子炉格納施設的设计条件に関する説明書				

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名称	明確にする必要がある 仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
20	原子炉冷却 系統施設	格納容器圧力逃がし装置 (系統設計流 量)	格納容器圧力逃がし装置	系統設計流量 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	系統設計流量 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	格納容器フィルタメント系 (系統設計 流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	差異なし。	
21	原子炉冷却 系統施設	サブプレッション・チェンバ 	原子炉格納容器 (サブプレッションチェ ンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	容量 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	原子炉格納容器 (サブプレッションチェ ンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	差異なし。	
22	原子炉冷却 系統施設		水酸化ナトリウム水溶液 (6,7 号機共 用)	容量 pH 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	容量 pH 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書			東海第二と差異なし。 柏崎7号は、申請対象設備で あるのに対し、島根2号は、 排出経路に設置される隔離弁 は、電動弁のみで構成し、空 気作動弁は設置していないた め、対象設備なし。	
23	原子炉冷却 系統施設		遠隔空気駆動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	個数 原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書			東海第二と差異なし。 柏崎7号は、申請対象設備で あるのに対し、島根2号は、 排出経路に設置される隔離弁 は、電動弁のみで構成し、空 気作動弁は設置していないた め、対象設備なし。	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号	東海第二	島根2号			
24	原子炉冷却系統施設		燃料取替床ブローアウトパネル			原子炉建物燃料取替床ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧	東海第二のブローアウトパネルは、インターフェイスシステムLOCA時の開放に期待していないため、申請対象外	
25	計測制御系統施設	フィルタ装置入口水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置スクラビング水温度 残留熱除去系系統流量 緊急用海水系統流量(残留熱除去系熱交換器) 緊急用海水系統流量(残留熱除去系補機) 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力 高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力	フィルタ装置水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置入口圧力 フィルタ装置スクラビング水pH フィルタ装置冷却水系統流量 残留熱除去系系統流量 復水移送ポンプ吐出圧力 原子炉圧力容器温度	個数 計測範囲	個数 計測範囲	第1ベントフィルタタ出口水素濃度 スクラバ容器水位 スクラバ容器圧力 スクラバ容器温度 残留熱除去系熱交換器冷却水流量 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力 原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力 原子炉圧力容器温度(SA)	設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	東海第二及び柏崎7号とは系統構成及び基本設計方針記載対象設備の差異	
				個数 計測範囲	個数 計測範囲	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		設置枚数 開放差圧	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名称	明確にする必要がある 仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
26	計測制御系 統施設	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	個数 計測範囲 検出器種類	検出器の種類 計測範囲 個数	静的触媒式水素処理装置入口温度 静的触媒式水素処理装置出口温度	検出器の種類 計測範囲	計測装置の構成に関する 説明書並びに計測範 囲及び警報動作範囲に 関する説明書	差異なし。
				原子炉格納施設の水素 濃度低減性能に関する 説明書	計測装置の構成に関する 説明書並びに計測範 囲及び警報動作範囲に 関する説明書		計測装置の構成に関する 説明書並びに計測範 囲及び警報動作範囲に 関する説明書		
27	計測制御系 統施設	可搬型計測器	可搬型計測器 (6, 7 号機共用) (予 備)	個数	個数	可搬型計測器	計測装置の構成に関する 説明書並びに計測範 囲及び警報動作範囲に 関する説明書	計測装置の構成に関する 説明書並びに計測範 囲及び警報動作範囲に 関する説明書 使用済燃料貯蔵槽の温 度、水位及び漏えいを 監視する装置の構成に 関する説明書並びに計 測範囲及び警報動作範 囲に関する説明書	差異なし。
				計測装置の構成に関する 説明書	計測装置の構成に関する 説明書		計測装置の構成に関する 説明書		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名称	明確にする必要がある 仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号	個数 吐出圧力 容量	
28	計測制御系 統施設	東海第二	柏崎7号	圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 窒素ポンベ個数 空調機容量	個数 吐出圧力 容量	格納容器ガスサンプリ ング装置(格納 容器水素濃度(SA) 及び格納容器酸 素濃度(SA))	個数 吐出圧力 容量	設定根拠に関する説明 書(別添)	東海第二は差異なし、柏崎7号は既設の計測装置を使用するのに対し島根2号が計測装置を新設することによる設備構成の差異
29				格納容器内ガスサンプリ ングポンプ	設定根拠に関する説明 書(別添)	設定根拠に関する説明 書(別添)	格納容器ガスサンプリ ング装置(格納 容器水素濃度(B系) 及び格納容器酸 素濃度(B系))	個数 吐出圧力 容量 伝熱面積	設定根拠に関する説明 書(別添)
30	計測制御系 統施設	東海第二	柏崎7号	圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 窒素ポンベ個数 空調機容量	個数 伝熱面積	格納容器ガスサンプリ ング装置(格納 容器水素濃度(SA) 及び格納容器酸 素濃度(SA))	個数 吐出圧力 容量	設定根拠に関する説明 書(別添)	東海第二は差異なし、柏崎7号は既設の計測装置を使用するのに対し島根2号が計測装置を新設することによる設備構成の差異
31				格納容器内ガス冷却器	設定根拠に関する説明 書(別添)	設定根拠に関する説明 書(別添)	格納容器ガスサンプリ ング装置(格納 容器水素濃度(B系) 及び格納容器酸 素濃度(B系))	個数 吐出圧力 容量 伝熱面積	設定根拠に関する説明 書(別添)
32	計測制御系 統施設	東海第二	柏崎7号	空調機容量	設定根拠に関する説明 書(別添)	非常用窒素供給系高圧窒素ポンベ	空調機容量	設定根拠に関する説明 書(別添)	島根2号は、逃がし安全弁室系により全てのSRVに窒素供給し動作可能な設計としているため、窒素ガス代替供給設備は自主対策設備としており、申請対象外

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号	島根2号				
33	計測制御系統施設	非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンプ		空調機容量						島根2号は、逃がし安全弁窒素ガス供給系により全てのSRVに窒素供給し動作可能な設計としているため、窒素ガス代替供給設備は自主対策設備としており、申請対象外
				設定根拠に関する説明書(別添)						
34	計測制御系統施設		自動減圧系の起動阻止スイッチ		個数	自動減圧起動阻止スイッチ		個数	稼働用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	柏崎7号とは差異なし。東海第二とは申請方針の差異
35	計測制御系統施設					代替自動減圧起動阻止スイッチ		個数	稼働用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	島根2号は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチ及び代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置している。
36	放射線管理施設	可搬型ダスト・よう素サンブラ	可搬型ダスト・よう素サンブラ (6,7号機共用)	個数	個数	可搬型ダスト・よう素サンブラ		個数	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	差異なし。
37	放射線管理施設	小型船舶	小型船舶(海上モニタリング用)(6,7号機共用)	個数	個数	小型船舶		個数	設定根拠に関する説明書(別添)	差異なし。
38	放射線管理施設	可搬型気象観測設備	可搬型気象観測装置(6,7号機共用)	個数	個数	可搬型気象観測装置		個数	環境測定装置の取付箇所を明示した図面(その1)	差異なし。

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
39	放射線管理施設	中央制御室待避室差圧計		個数 計測範囲					柏崎7号とは差異なし、東海第二とは施設区分差異によるもので、島根2号は、「要目表(計測制御系統施設)」において、個数及び計測範囲を説明している。
40	放射線管理施設	緊急時対策用差圧計 (東海、東海第二発電所共用)		個数 計測範囲		差圧計		個数 計測範囲	東海第二とは差異なし、柏崎7号は、申請施設区分を緊急時対策所としていることによる差異
41	放射線管理施設	第二弁操作室差圧計		個数 計測範囲				緊急時対策所の居住性に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	島根2号は、現場操作でのベント操作を実施した後、中央制御室に待避する運用としており、操作場所の陽圧化設備は不要であるため、対象設備なし。
42	放射線管理施設	第二弁操作室遮蔽		材料 厚さ				原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	島根2号は、遠隔手動弁操作機構の設置場所を原子炉建物付風洞内とすることで放射線防護を考慮した設計としているため、対象設備なし。
43	放射線管理施設		5号機原子炉建屋内緊急時対策用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ) (6,7号機共用)	個数				非常用照明に関する説明書	島根2号は、チェン징ングエリアの照明について記載しており、緊急時対策所チェン징ングエリアは、常設照明により照度を確保するため、対象設備なし。

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号	島根2号				
44	放射線管理施設		中央制御室用乾電池内蔵型照明 (ランタナタイプ) (6,7号機共用)			チェンジングエリア用照明	個数 非常用照明に関する説明書	個数 非常用照明に関する説明書	柏崎7とは差異なし、東海第二は、計測制御系統施設の使用することによる差異	
45	原子炉格納施設	サブレーション・チェンバ	原子炉格納容器 (サブレーションチェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器 (サブレーションチェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。	
46	原子炉格納施設	コリウムシールド	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。	
47	原子炉格納施設	格納容器床ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書					ペデスタル排水系は、東海第二特有の設備であり、島根2号は対象設備なし。	
48	原子炉格納施設	格納容器床ドレンサンプスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書					ペデスタル排水系は、東海第二特有の設備であり、島根2号は対象設備なし。	
49	原子炉格納施設	格納容器機器ドレンサンプスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書					ペデスタル排水系は、東海第二特有の設備であり、島根2号は対象設備なし。	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
50	原子炉格納施設	泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）	泡消火薬剤（6,7号機共用）	容量 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	容量 設定根拠に関する説明書（別添）	泡消火薬剤容器	容量 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。	
51	原子炉格納施設	泡混合器	泡原液混合装置（6,7号機共用）	個数 設定根拠に関する説明書（別添）	個数 設定根拠に関する説明書（別添）			島根2号は、大型送水ポンプ車により泡消火薬剤を吸引、混合するため、対象設備なし。	
52	原子炉格納施設	耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系（系統設計流量）	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			島根2号の耐圧強化ベントラインは、新規制基運施行以前にアクシデンタマネジメント対策として設置しており、必要な容量を有する設備であるが、格納容器フィルタベント系を新たに重大事故等対処設備として設置することから、最終ヒートシンクへ熱を輸送するたための自主対策設備として位置付けているため、対象設備なし。	
53	原子炉格納施設	格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置（系統設計流量）	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	格納容器フィルタベント系（系統設計流量）	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。	
54	原子炉格納施設	フィルタ装置	フィルタ装置（pH）	pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、島根2号の格納容器フィルタベント系は、系統待機時に十分な量の薬品を保有しており、原子炉格納容器から移行する酸の量に対し、アルカリ性を維持可能であるため、補給設備（薬品注入タンク）を自主対策設備として設置しているため、申請対象外としている。	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
55	原子炉格納施設		水酸化ナトリウム水溶液 (6,7号機共用)		容量 pH				東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、島根2号の格納容器フィルタベント系は、系統待機時に十分な量の薬品を保有しており、原子炉格納容器から移行する薬の量に對し、アルカリ性を維持可能であるため、補給設備(薬品注入タンク)を自主対策設備として設置しているため、申請対象外としている。
56	原子炉格納施設	移送ポンプ		容量 揚程 個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書				柏崎7号とは差異なし。 東海第二は、申請対象設備であるのに対し、島根2号の格納容器フィルタベント系は、事象発生後7日間、スクラビング水の補給及び排水設備を使用しなくても、フィルタ機能を維持することができ、設計としており、補給及び排水設備を自主対策設備としているため、申請対象外としている。
57	原子炉格納施設	第二弁操作室遮蔽 (放射線管理施設に記載。記載内容比較のため転記。)	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料 厚さ	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	材料 厚さ	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書		島根2号は、遠隔手動弁操作機構の設置場所を原子炉建物付属棟内とすることで放射線防護を考慮した設計としているため、対象設備なし。
58	原子炉格納施設	遠隔人力操作機構	遠隔手動弁操作設備	個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	遠隔手動弁操作機構	個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	差異なし。

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
59	原子炉格納施設		遠隔空気駆動弁駆作設備		個数				東海第二と差異なし。柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、島根2号は、排出経路に設置される隔離弁は、電動弁のみで構成し、空気作動弁は設置していないため、対象設備なし。
60	原子炉格納施設	汚濁防止膜（可搬型）	汚濁防止膜（6,7号機共用）	高さ 幅 個数	高さ 幅 個数	シルトフェンス	高さ 幅 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。
61	原子炉格納施設		小型船舶（汚濁防止膜設置用） （6,7号機共用）		個数	小型船舶	個数	設定根拠に関する説明書（別添）	東海第二は、汚濁防止膜設置に小型船舶を使用しないため、対象設備なし。
62	原子炉格納施設	原子炉建屋外側ブローアウトパネル	燃料取替床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧	設置枚数 開放差圧	原子炉建物燃料取替床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。
63	原子炉格納施設		主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧	主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎7号とは差異なし。東海第二とは、溢水に関する防護設計方針の差異

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
64	原子炉格納施設	ブローアウトパネル閉止装置	燃料取扱室ブローアウトパネル閉止装置	個数	個数	原子炉建物燃料取扱室ブローアウトパネル閉止装置	個数	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。
65	原子炉格納施設		放射線物質吸着材 (6, 7号機共用)	重量	重量	放射線物質吸着材	重量	東海第二は、汚濁防止措置のみで海洋拡散抑制対策を実施するため、対象設備なし。	
66			メタルクラッド開閉装置 (7C, 7D)	電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)		容量 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)	差異なし。
67			メタルクラッド開閉装置 (7C, 7D)		—			—	差異なし。
68	その他発電用原子炉の附属施設 (非常用電源設備)	メタルクラッド開閉装置	メタルクラッド開閉装置 (7E)		非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	メタルクラッド開閉装置	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	島根2号は、BWR-5のため区分Ⅲの非常用母線はHPCS系統としている。	
69			メタルクラッド開閉装置 (7E)		—		容量 個数	設定根拠に関する説明書 (別添)	島根2号は、BWR-5のため区分Ⅲの非常用母線はHPCS系統としている。

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
70	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	メタルクラッド開閉装置HPCS		電圧 電流 母線数		メタルクラッド開閉装置 (比較のため再掲)	容量 個数	柏崎7号は、ABWRのためHPCS 専用の電源系統がなく、対象 設備なし。	
				設定根拠に関する説明 書(別添)			設定根拠に関する説明 書(別添)		
71							—	柏崎7号は、ABWRのためHPCS 専用の電源系統がなく、対象 設備なし。	
72	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	パワーセンタ		電圧 電流 個数	容量 個数	ロードセンタ	容量 個数	差異なし。	
				設定根拠に関する説明 書(別添)			設定根拠に関する説明 書(別添)		
73	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	パワーセンタ			—	ロードセンタ	—	差異なし。	
							非常用発電装置の出力 の決定に関する説明書		
74	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	モータコントロールセンタ		電圧 電流 個数	容量 個数	コントローラセンタ	容量 個数	差異なし。	
				設定根拠に関する説明 書(別添)			設定根拠に関する説明 書(別添)		
75	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)	モータコントロールセンタ			—	コントローラセンタ	—	差異なし。	
							非常用発電装置の出力 の決定に関する説明書		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名称	明確にする必要がある 仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
76	その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	モータコントロールセンターHPCS		電圧 電流 母線数	柏崎7号	コントロールセンタ (比較のため再掲)	容量 個数	柏崎7号は、ABWRのためHPCS 専用の電源系統がなく、対象 設備なし。	
				設定根拠に関する説明 書(別添)			設定根拠に関する説明 書(別添)		
77							—	柏崎7号は、ABWRのためHPCS 専用の電源系統がなく、対象 設備なし。	
78	その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	動力変圧器	動力変圧器	電圧 電流 個数	柏崎7号	動力変圧器	容量 個数	差異なし。	
				設定根拠に関する説明 書(別添)			設定根拠に関する説明 書(別添)		
79	その他発電 用原子炉の 附属施設 (非常用電 源設備)	動力変圧器HPCS		電圧 電流 個数	柏崎7号	動力変圧器 (比較のため再掲)	容量 個数	柏崎7号は、ABWRのためHPCS 専用の電源系統がなく、対象 設備なし。	
				設定根拠に関する説明 書(別添)			設定根拠に関する説明 書(別添)		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		東海第二	島根2号	
81	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)		5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池(6,7号機共用)送受話器(ペーキング)用48V蓄電池(6,7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			柏崎7号は設備構成の差異であり、島根2号では、非常用ディゼルの発電機より電源を供給するため対象設備なし。	
82	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)		可搬ケーブル(6,7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	可搬ケーブル		柏崎7号は差異なし。東海第二は、常設の緊急時対策用発電機のため、対象設備なし。	
83	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)		号炉間電力融通ケーブル(常設)(6,7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			柏崎7号は複数号機申請であるが、島根2号は単号機申請のため、号炉間電力融通設備は申請対象外である。(自主対策設備として設置)	
84	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備)		号炉間電力融通ケーブル(可搬型)(6,7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			柏崎7号は複数号機申請であるが、島根2号は単号機申請のため、号炉間電力融通設備は申請対象外である。(自主対策設備として設置)	
85	その他発電用原子炉の附属施設(常用電源設備)					モニタリングポスト用無停電電源装置(1号機設備, 1, 2, 3号機共用)		島根2号は、モニタリングポスト用無停電電源装置を保安電源設備と位置付けているため、申請対象としている。	
							—	常用電源設備の健全性に関する説明書	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名称	明確にする必要がある 仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
86	その他発電 用原子炉の 附属施設 (浸水防護 施設)	取水ビット水位計	取水槽水位計	個数 計測範囲	計測範囲	取水槽水位計	計測範囲	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	差異なし。
				環境測定装置の取付箇 所を明示した図面津波 監視設備 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書					
87	その他発電 用原子炉の 附属施設 (浸水防護 施設)	潮位計		個数 計測範囲					東海第二とは津波監視設備の 差異であり、柏崎7号と同様 に対象設備なし。
				環境測定装置の取付箇 所を明示した図面津波 監視設備 発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書					
88	その他発電 用原子炉の 附属施設 (浸水防護 施設)					大型タンク隔離システム	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	溢水に関する防護設計方針の 差異であり、島根2号特有の 設備
89	その他発電 用原子炉の 附属施設 (浸水防護 施設)					燃料プールの冷却系弁閉止システム	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	溢水に関する防護設計方針の 差異であり、島根2号特有の 設備

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称	明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
90	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	循環水系隔離システム(検知開閉装置及び検知監視盤)		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	柏崎7号とは差異なし。東海第二号よりも細分化していることによる差異	
91	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	循環水系隔離システム(漏えい検知器)	循環水系隔離システム	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	循環水系隔離システム	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	柏崎7号とは差異なし。東海第二号よりも細分化していることによる差異	
92	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	循環水系隔離システム(循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁)		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	柏崎7号とは差異なし。東海第二号よりも細分化していることによる差異	
93	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	可撓継手(循環水管伸縮継手)		継手部のすき間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				東海第二と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。	
94	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	自動検知・速隔離システム(検知制御・監視盤)		蒸気遮断弁 自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				東海第二と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。	
95	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)	自動検知・速隔離システム(温度検出器)		蒸気遮断弁 自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				東海第二と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。	

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名称	明確にする必要がある 仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
96	その他発電 用原子炉の 附属施設 (浸水防護 施設)	自動検知・遠隔隔離システム (蒸気遮断弁)		蒸気遮断弁 自動隔離時間					東海第二と溢水に関する防護 設計方針の差異であり、島根 2号では対象設備なし。
				発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書					
97	その他発電 用原子炉の 附属施設 (浸水防護 施設)	防護カバー		配管とのすき間					東海第二と溢水に関する防護 設計方針の差異であり、島根 2号では対象設備なし。
				設定根拠に関する説明 書(別添)					
98	その他発電 用原子炉の 附属施設 (浸水防護 施設)	原子炉建屋原子炉棟止水板6-1		高さ					東海第二と溢水に関する防護 設計方針の差異であり、島根 2号では対象設備なし。
				発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書					
99	その他発電 用原子炉の 附属施設 (浸水防護 施設)	原子炉建屋原子炉棟止水板6-2		高さ					東海第二と溢水に関する防護 設計方針の差異であり、島根 2号では対象設備なし。
				発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書					
100	その他発電 用原子炉の 附属施設 (浸水防護 施設)	原子炉建屋外側ブローアウトパネル	燃料取替床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧	設置枚数 開放差圧	原子炉建物燃料取替床ブローアウトパ ネル	設置枚数 開放差圧	設置枚数 開放差圧	差異なし。
				安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書		安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書		

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号	東海第二	島根2号	東海第二	島根2号	
101	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)		保護カバー(蒸気防護カバー)		— 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書					柏崎7号と溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号では対象設備なし。
102	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)						被水防護カバー		— 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	溢水に関する防護設計方針の差異であり、島根2号特有の設備
103	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)		タービン補機冷却海水系隔離システム		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		タービン補機海水系隔離システム		自動隔離時間 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	柏崎7号とは差異なし。東海第二とは、津波に関する防護設計方針の差異
104	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)		7号機地下水排水設備		容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 設定根拠に関する説明書(別添)		地下水位低下設備		容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 地下水位低下設備の設計方針	柏崎7号とは差異なし。東海第二とは、溢水に関する防護設計方針の差異
105	その他発電用原子炉の附属施設(浸水防護施設)		主蒸気系トンネル室ブローアウトパネ		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		主蒸気系トンネル室ブローアウトパネ		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎7号とは差異なし。東海第二とは、溢水に関する防護設計方針の差異

No.	施設区分	申請対象設備機器名称		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備 機器名称	明確にする必要がある 仕様及び説明書		差異理由
		東海第二	柏崎7号	東海第二	柏崎7号		島根2号		
106	その他発電 原子炉の附 属施設 (緊急時対策 所)	酸素濃度計 (東海, 東海第二発電所共用)	酸素濃度計 (6, 7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に 関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書	酸素濃度計	個数 緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書	差異なし。	
107	その他発電 原子炉の附 属施設 (緊急時対策 所)	二酸化炭素濃度計 (東海, 東海第二発電所共用)	二酸化炭素濃度計 (6, 7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に 関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書	二酸化炭素濃度計	個数 緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書	差異なし。	
108	その他発電 原子炉の附 属施設 (緊急時対策 所)		5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対 東本部)二酸化炭素吸収装置(6,7号 機共用)	個数	個数 緊急時対策所の居住性 に関する説明書			柏崎7号と設備構成の差異で あり, 島根2号では対策設備 なし。	
109	その他発電 原子炉の附 属施設 (緊急時対策 所)		5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差 圧計(6,7号機共用)	個数 計測範囲	個数 計測範囲 緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書	差圧計	個数 計測範囲 緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書	柏崎7号と差異なし。 東海第二は申請施設区分を放 射線管理施設としていること による差異	